

4

国民年金の第3号被保険者の特例の届出の実施

平成17年4月から、国民年金の第3号被保険者（厚生年金保険や共済年金等に参加する第2号被保険者の被扶養配偶者）の特例の届出が認められます。

第3号被保険者とは？

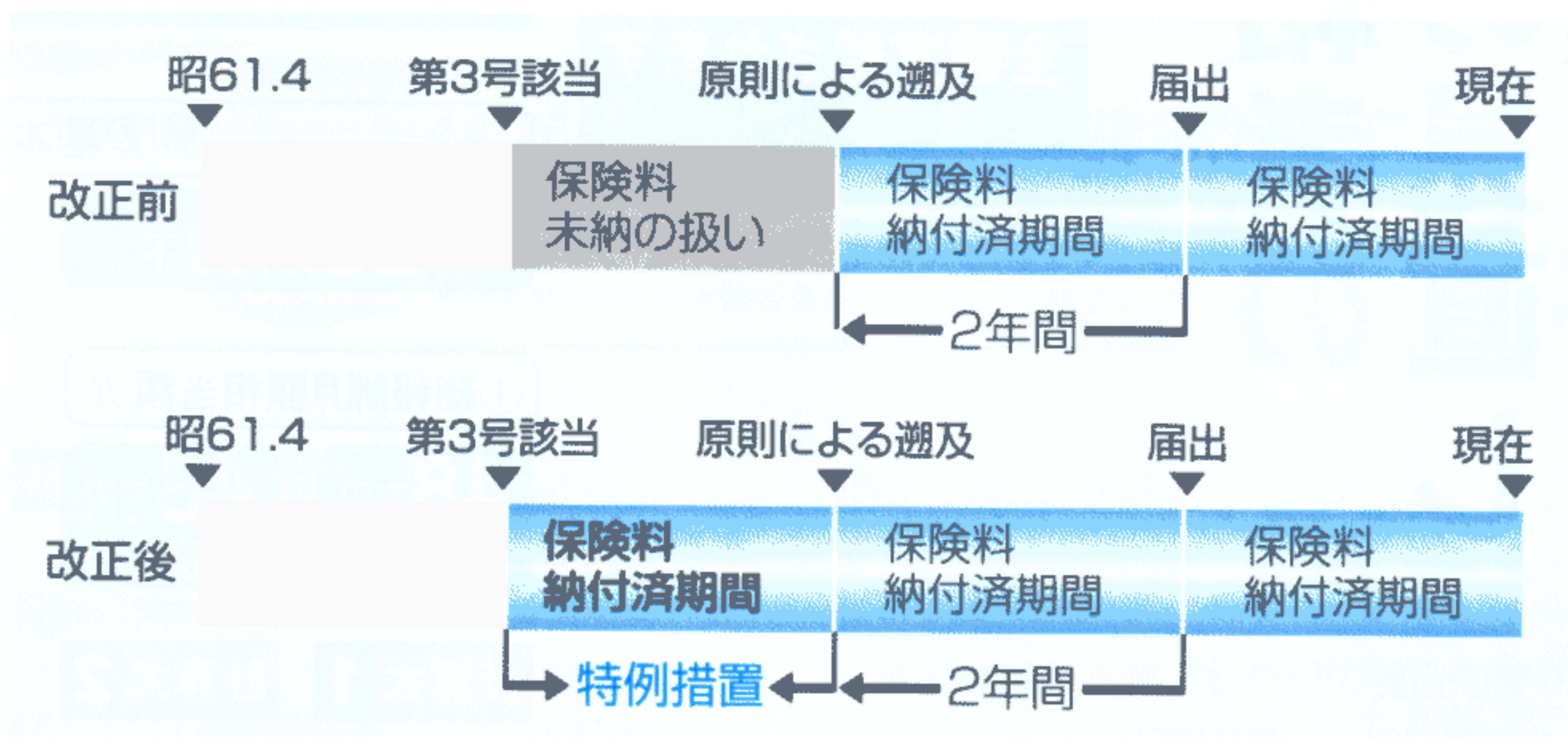
第2号被保険者（厚生年金保険や共済年金の被保険者）の配偶者の方で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持されている20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第3号被保険者となります。

第3号被保険者である間は、国民年金の保険料を納付していただく必要はありません。

第3号被保険者の特例の届出とは？

これまでは、国民年金の第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前まではさかのぼって保険料納付済期間となりますが、それ以前の期間は「保険料未納期間」とされ、年金額の計算に反映されませんでした。

今回の改正では、**特例の届出をしていただくこと**によって、**2年以上前の期間も保険料納付済期間（第3号被保険者期間）として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができる**ようになります。



第3号被保険者の特例の届出が必要な方

平成17年4月1日以降に2年以上さかのぼって第3号被保険者の該当届出を行う方が対象となります。